

平成27年6月1日より

「新潟市建築物の安全性の確保等に関する条例」 が施行されました

近年、老朽化した建築物が増加する社会情勢の中で、所有者等の管理不全による建築物の危険性が高まっています。

この条例は、本市における建築物の安全性の確保等に関し、市、建築物を所有している方(所有者等)、建築物を建てる方(建築主等)、市民等及び市内で事業活動を行っている方(事業者)の責務を明らかにするとともに、それぞれの協働による建築物の安全性の確保等のために基本となる事項等を定めることにより、建築物の安全性の確保等を図ることを目的としています。

市、所有者、建築主等における責務

地域
(自治会・町内会など)

- ・所有者調査協力
- ・危険建築物の情報提供

所有者等

- ・建築物の適切な維持保全に努める
- ・事故の報告

建築主等

- ・建築工事の際の安全性確保及び維持保全への配慮

市

- ・適切な維持保全の指導
- ・維持保全、安全対策の情報提供
- ・応急的危険回避措置

市民及び事業者

- ・建築物の安全性確保の重要性に対する関心と理解
- ・危険建築物の情報提供

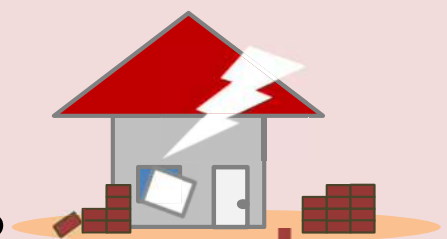
建築物の管理は、所有者等の責任です！！

条例では、適正な管理が行われず建築物が危険な状態となった場合は、段階に応じて、改善の指導や勧告等を行うことができる規定を定めています。

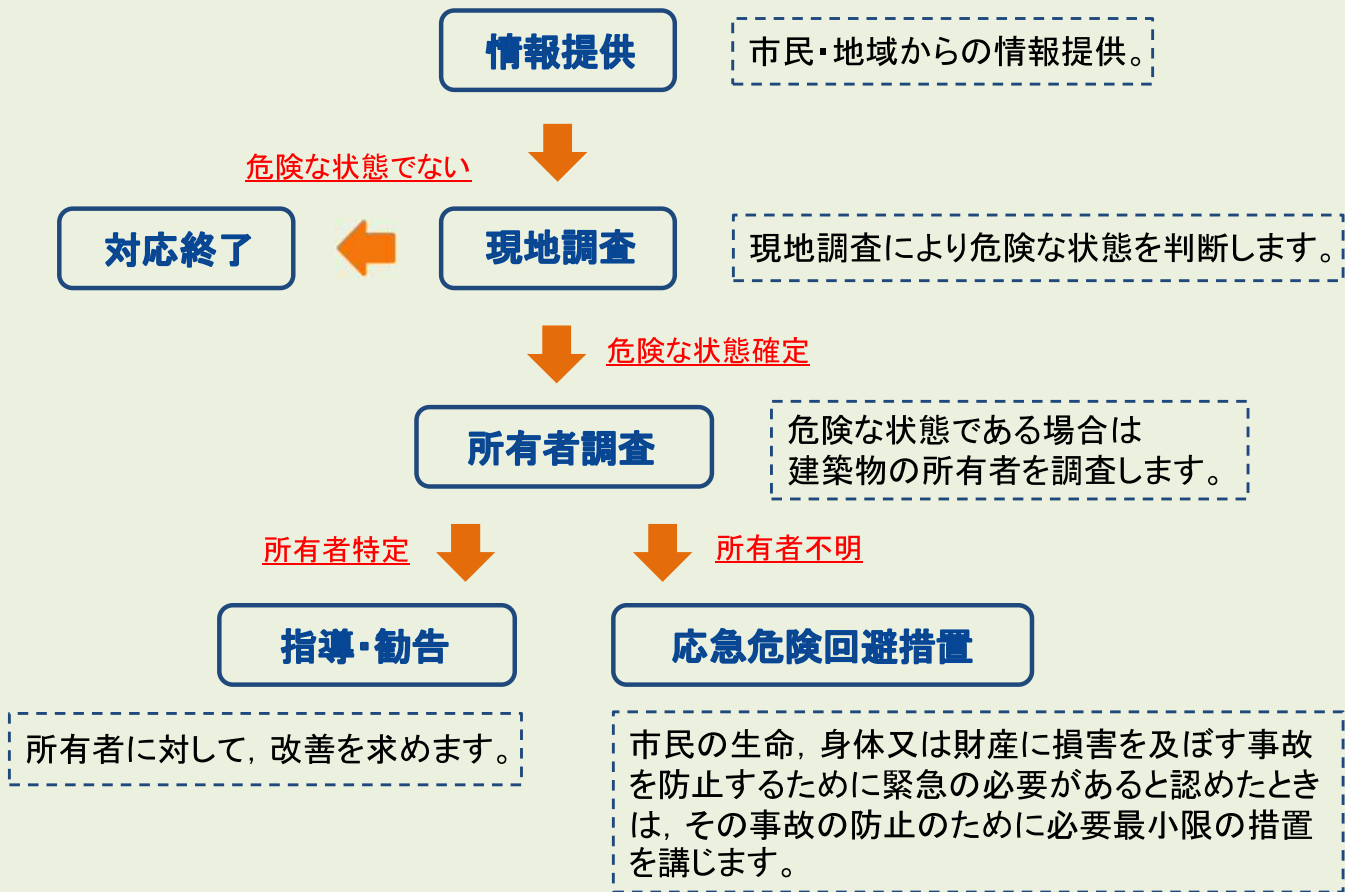
また、多数の市民が利用する一定規模以上の建築物で、火災や死亡事故が発生した場合に事故内容を届け出ていただき、同種の事故を防止する目的で、内容を公表することを定めています。

危険な状態とは？

危険な状態とは建築物の倒壊、その部材の飛散その他当該建築物の破損に伴い市民等の生命、身体若しくは財産に損害を及ぼす事故が発生し、又はそのおそれがある状態をいいます。



“危険な状態にある建築物”への対応は？



<危険な状態にある建築物に関する相談窓口>

	担当課	連絡先
建築物全般の相談, 条例について	建築行政課	(直通) 025-226-2845
危険な状態の建築物の情報提供	北区役所 総務課又は区民生活課	(代表) 025-387-1000
	東区役所 総務課又は区民生活課	(代表) 025-272-1000
	中央区役所 総務課又は区民生活課	(代表) 025-223-1000
	江南区役所 総務課又は区民生活課	(代表) 025-383-1000
	秋葉区役所 総務課又は区民生活課	(代表) 0250-23-1000
	南区役所 総務課又は区民生活課	(代表) 025-373-1000
	西区役所 総務課又は区民生活課	(代表) 025-268-1000
	西蒲区役所 総務課又は区民生活課	(代表) 0256-73-1000